

令和2年9月

## 新規受託項目のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

この度、特定化学物質障害予防規則（特化則）の一部が改正されることになり、令和2年7月1日から施行されることになりました。今般の改正の中で一次健診において医師が認める場合、尿中のメチルイソブチルケトンを測定することが義務付けられました。

これに伴い、新規項目を登録いたしましたので、ご案内いたします。

弊社におきましてはご要望に幅広くお応えすべく研鑽を重ねてまいりますので今後共引き続きお引き立ての程お願い申し上げます。 敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■新規受託項目

項目コードNo.	58277
検査項目名	尿中メチルイソブチルケトン
検体量	尿 5 mL <sup>*1,2</sup>
容器	S24(尿一般容器)
保存方法	冷蔵
検査方法	GC
基準値	1 mg/L 以下
実施料	未収載
所要日数	6~12日
報告下限	0.1 mg/L 未満
報告上限	9,990,000 mg/L 以上
報告桁数	小数1位
備考	*1 必ず専用検体（単独検体）として、5mL をご提出ください。 *2 採尿はその日の作業終了後に実施して下さい。 測定対象物質が揮発性物質のため、採尿後は直ちに S24 容器に移注し、冷蔵にてご提出ください。

### ■ 開始期日

令和2年10月1日（木）受付分より

以上